

## 成年年齢引き下げに伴う青少年喫煙飲酒防止条例 課題及び対応について

## 1. 課題

公職選挙法の定める選挙権年齢が満 20 年以上から満 18 年以上に改められたことなど、社会経済情勢の変化に鑑み、令和 4 年 4 月 1 日に成年年齢が 18 歳に引き下げられる民法の一部改正が施行されるが、未成年者喫煙禁止法、未成年者飲酒禁止法については、その目的が、青少年の健康被害防止及び非行防止の 2 点にあることから、喫煙・飲酒を禁止する年齢については、引き続き 20 歳未満とされている。

一方で、未成年者喫煙禁止法、未成年者飲酒禁止法の定める親権者の制止義務違反への罰則（科料）の適用については、18 歳以上の子供を有する保護者については、法文上の「親権を行う者」では無くなることから、罰則の適用が無くなることとされている。（『平成 30 年 6 月 20 日付け警察庁丙少発第 19 号 警察庁生活安全局長（通達）』）

こうした状況を踏まえて、青少年喫煙飲酒防止条例においては、青少年の喫煙及び飲酒を未然に防止するよう努力義務が課される保護者の定義が問題となる。

## 2. 対応の方向性

県青少年喫煙飲酒防止条例は、二十歳未満者の喫煙・飲酒を防止に対する保護者、事業者、県民に罰則の無い努力義務を設けているが、同条例は、二十歳未満者の喫煙・飲酒の防止のみならず、保護者、事業者、県民、県と一体となって、社会環境の整備を目的としていることから、青少年に最も身近な立場である保護者については、子が成年に達した後も引き続き 20 歳未満の青少年を現に監督する者として、努力義務を負うものとする。

関連する条例（関連条項部分抜粋）	対応案
<p>（定義）</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 青少年 満20歳に達するまでの者をいう。</p> <p>(2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設の長その他の者で青少年を現に監督保護する者をいう。</p> <p>(3) (4) (略)</p> <p>(5) 販売業者 <b>未成年者喫煙禁止法</b>（明治33年法律第33号）第4条に規定する煙草又ハ器具ヲ販売スル者並びに<b>未成年者飲酒禁止法</b>（大正11年法律第20号）第1条第3項及び第4項に規定する営業者ニシテ其ノ業態上酒類ヲ販売スル者をいう。</p> <p>(6) 飲食店等営業者 <b>未成年者飲酒禁止法</b>第1条第3項及び第4項に規定する営業者ニシテ其ノ業態上酒類ヲ供与スル者をいう。</p> <p>(7) (略)</p>	<p>→改正不要 現行規定で18歳～20歳未満の子を有する保護者も対象。 ※法定代理人、保佐人等の標記を加えるか、必要に応じて文言の整理を行います。</p> <p>→要改正・法令名</p> <p>→要改正・法令名</p>

## （保護者の責務）

第 4 条 保護者は、その監督保護に係る青少年の喫煙及び飲酒を未然に防止するよう努めなければならない。

※ 罰則の適用はありません。

## ※ 未成年者喫煙禁止法

第一条 満二十年ニ至ラサル者ハ煙草ヲ喫スルコトヲ得ス

第二条 前条ニ違反シタル者アルトキハ行政ノ処分ヲ以テ喫煙ノ為ニ所持スル煙草及器具ヲ没収ス

第三条 未成年者ニ対シテ親権ヲ行フ者情ヲ知りテ其ノ喫煙ヲ制止セサルトキハ科料ニ処ス

② 親権ヲ行フ者ニ代リテ未成年者ヲ監督スル者亦前項ニ依リテ処断ス

第四条 煙草又ハ器具ヲ販売スル者ハ満二十年ニ至ラザル者ノ喫煙ノ防止ニ資スル為年齢ノ確認其ノ他ノ必要ナル措置ヲ講ズルモノトス

第五条 満二十年ニ至ラサル者ニ其ノ自用ニ供スルモノナルコトヲ知りテ煙草又ハ器具ヲ販売シタル者ハ五十万円以下ノ罰金ニ処ス

第六条 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ関シ前条ノ違反行為ヲ為シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ対シ同条ノ刑ヲ科ス

## ※ 未成年者飲酒禁止法

第一条 満二十年ニ至ラサル者ハ酒類ヲ飲用スルコトヲ得ス

② 未成年者ニ対シテ親権ヲ行フ者若ハ親権者ニ代リテ之ヲ監督スル者未成年者ノ飲酒ヲ知りタルトキ之ヲ制止スヘシ

③ 営業者ニシテ其ノ業態上酒類ヲ販売又ハ供与スル者ハ満二十年ニ至ラサル者ノ飲用ニ供スルコトヲ知りテ酒類ヲ販売又ハ供与スルコトヲ得ス

④ 営業者ニシテ其ノ業態上酒類ヲ販売又ハ供与スル者ハ満二十年ニ至ラザル者ノ飲酒ノ防止ニ資スル為年齢ノ確認其ノ他ノ必要ナル措置ヲ講ズルモノトス

第二条 満二十年ニ至ラサル者カ其ノ飲用ニ供スル目的ヲ以テ所有又ハ所持スル酒類及其ノ器具ハ行政ノ処分ヲ以テ之ヲ没収シ又ハ廃棄其ノ他ノ必要ナル処置ヲ為サシムルコトヲ得

第三条 第一条第三項ノ規定ニ違反シタル者ハ五十万円以下ノ罰金ニ処ス

② 第一条第二項ノ規定ニ違反シタル者ハ科料ニ処ス

第四条 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ関シ前条第一項ノ違反行為ヲ為シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ対シ同項ノ刑ヲ科ス

## ※ 『平成 30 年 6 月 20 日付け警察庁丙少発第 19 号 警察庁生活安全局長（通達）』

## 3 留意事項

## (2) 罰則に関する経過措置等

成年年齢の引下げに伴い、18 歳又は 19 歳の者による喫煙又は飲酒に対して静止義務を負う親権者及びこれに代わる監督者は存在しないこととなるほか、施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとされていることに留意すること。

☆ 「未成年」⇒「二十歳未満の者」に改正する  
(引下げをしない)主だったもの

- ・少年法(§ 2)
- ・未成年者喫煙禁止法(題名, § 1,4,5)
- ・未成年者飲酒禁止法(題名, § 1①,③,④, § 2)
- ・たばこ事業法(§ 40①)
- ・アルコール健康障害対策基本法(§ 2)
- ・競馬法(§ 28)/自転車競技法(§ 9)
- ・小型自動車競走法(§ 13)
- ・モーターボート競争法(§ 12)
- ・民法(§ 792, § 804)

☆ 「二十歳」⇒「十八歳」に改正する  
主だったもの

- ・民法(§ 4, § 731)
- ・国籍法(§ 3①, § 5①等)
- ・旅券法(§ 5 等)
- ・社会福祉法(§ 19①)